

フランスにおける信託的補充指定の 歴史的考察（2）

足 立 公 志 朗

序 本稿の課題

第1編 信託的補充指定の生成

第1章 ローマ法における補充指定と信託遺贈

（以上、神戸学院法学第43巻第3号）

第2章 遺言の復活と信託的補充指定の成立（以上本号）

第2編 信託的補充指定の変遷

第1章 複数階位の信託的補充指定の展開

第2章 一階位限りの補充指定とその周辺

第3章 フランス革命期の動きとフランス民法典制定

むすびに代えて

第2章 遺言の復活と信託的補充指定の成立（9世紀～12世紀）

本章では、主にトゥールーズ及びラングドック地方に焦点を当てて、ローマ法の補充指定と信託遺贈に基づき、「信託的補充指定（substitution fidéicommissaire）⁽¹⁾⁽²⁾」が生成する様子を観察する。

(1) 本号掲載分において引用する主要な文献は末尾に掲げる。引用する際は各文献に付された略号を用いる。

(2) 地中海に面する現在のフランスの南部地方は、元々独立性の強い地域であり、中でもトゥールーズ伯領は大きな勢力を持っていた。しかし、アルビジョワ十字軍によるラングドック制圧後、トゥールーズ伯領にはフランス王権の勢力が及ぶようになり、13世紀半ばに同地はフランスに編入される。したがって、本章は、いまだフランス王国の一部とはなっていない

6世紀から11世紀における西ヨーロッパのローマ法とは、通常はいわゆる蛮民法典、特に西ゴートのローマ人法典のことであったと言われて⁽³⁾いる。この法典に表れるものは、古典期ローマ法ではなく、いわゆる「卑属法」であって、ローマ的な諸制度は忘れ去られていたとすら言われる。したがって、ローマにおける信託遺贈も存在しなかったのであるが、信託遺贈の目的が全く追求されなかったわけではない。そこで、本章の「序」では、信託遺贈を用いずに、どのようにしてかかる需要が満たされていたのかを検討する。ここでは、特に用益権の設定が重要な役割を果たしていたことを示す。序は主に、Petitjean [1975] の序章（「補充指定の前史—9世紀から11世紀」）に依拠する。

次に、第1節と第2節では、かかる種類の処分が、後の遺言の復活や信託的補充指定の生成につながることを示す。特に第2節では、信託的補充指定の利用法を検討することにより、信託的補充指定にはその生成直後から相続秩序の形成手段として活躍する素地があることを示す。第1節と第2節は主に、Petitjean [1975] の第1部（「補充指定の出現と初期の展開—12世紀から13世紀半ば」）の第1編（「南仏諸州 (provinces) とローヌ川流域諸地方 (pays) における補充指定の出現」）の第1章（「ラングドックにおける補充指定の慣行」）に依拠する。

最後に第3節では、学説の営みによって、信託的補充指定が補充指定の一類型として位置づけられていることを確認する。第3節は主に、Petitjean [1975] の第2部の第2編（「学説の初期の展開」）に依拠する。

序 信託的補充指定生成の素地⁽⁴⁾

ここで扱われるのは、主に9世紀から11世紀頃の状況である。12世紀

地域を検討の対象としており、そのことを念のために確認しておく。

(3) スタイン [2003], p. 49.

(4) 本節の全般的な説明については、Petitjean [1975], pp. 52 et s. を参照。また、本節で検討する地域とは異なるが、プロヴァンスにおける贈与につ

までは、信託遺贈や補充指定どころか、一方的で撤回可能な遺言すらも消滅していたと言われている。⁽⁵⁾遺言が復活し、信託的補充指定が成立するには12世紀まで待たなければならない。しかし、信託遺贈に関するローマ的な諸制度が忘れ去られた後も、類似の制度によって同様の要求が満たされていた。そこで、以下では第1節以降の考察の準備として、遺言復活前夜における遺言類似の制度について簡単に振り返ることにする。便宜的な区分ではあるが、1では宗教的な目的を有するものを、2では世俗的な目的を有するものを、それぞれ検討する。

1. 宗教的な目的を有する処分

遺言による財産処分の欠落を埋めていたのは、贈与である。永遠の生命の保障は、それなりの犠牲によって担保されなければならないと考えられており、ここに信仰目的の贈与が発達する余地があった。宗教的な救済を得るために、教会に対して贈与をなすのである（「魂のための」贈与（*don pro anima*）⁽⁷⁾）。この種の贈与は、（死後ではなく）即時に発効させることが原則と考えられていた。しかし、それでは生活のために必要な財産を生前に手放さなければならず、酷な場面が生じうる。そこで、信仰目的の贈与に多様な条件を付することで、その需要が満たされた。以下では、その条件の内容を順に採り上げる。

いては、Carlin [1967], pp. 235 et s. を参照。

(5) Lévy=Castaldo [2010], n° 886, p. 1248.

(6) 本来であれば、中世の死生観についても、一定程度の理解が求められる。ここでは、「餓い慣らされた死」という発想を指摘しておく（アリエス（伊藤晃・成瀬駒男訳）『死と歴史—西欧中世から現代へ』（みすず書房、1983年）。死は決して忌まわしいものとはとらえていない。むしろ、死を受け入れた上で、死にゆくための準備の一環として、一定の財産処分をなしたとも考えられるのである。

(7) しかも、この種の贈与は、王や豪族から一般自由人や農奴に至るまで広く行われており、愛徳心や贖罪への配慮から、義務とすら感じられるようになっていた（マルタン [1986], n° 134, p. 280）。

a. 用益権の留保

まずは、用益権の留保である。これは、生前贈与に自身或いは第三者のための用益権を留保しておき、即時の所有権移転を緩和すると共に、一定の条件が調った後は、受贈者に完全な所有権を帰属させるというものである。つまり、贖罪のための寄進として、自身の財産の大半を教会に寄進するということが行われたのだが、それでは自身が亡くなるまでの生活に困るので、自身が死亡するまでは用益権を留保するのである。⁽⁸⁾これは自身の利益のために用益権を用いる形態であり、贈与の効力が本人死亡に至って初めて確定的に生じるという意味で、死因処分の先駆的形態であると言える。⁽⁹⁾この形態の処分は、9世紀から11世紀に渡って用いられたようである。

ところが、この形態の処分は単に自身の利益のために用いられるに止まらず、他者の利益、特に、妻や子の利益のためにも用いられるようになる。⁽¹⁰⁾この形態は10世紀から11世紀の証書に見出されるが、そこからもう一歩進んで、用益権者を複数指名することもあった。例えば、自身の生前は用益権を自身に留保した上で、自身の死後は妻に、その次は子やその他の親族という要領で、用益権者を連続させるのである。⁽¹¹⁾そして、自身の親族が尽きたときに、贈与財産は教会の手に渡ることになる。⁽¹²⁾

(8) Petitjean [1975], pp. 52-53.

(9) Petitjean [1975], p. 53.

(10) Petitjean [1975], p. 54.

(11) 用益権を連続させるという利用方法は、民法典制定後のフランスにおいても見られる。「連続する用益権 (usufruit successif)」については、石綿はる美 [2004-4], p. 956 を参照。

(12) 例えば、この時期のアングレム (Angoulême) において、次のような証書が見られる (Cart. église d'Angoulême, n° 87 (1048-1060), cité par Petitjean [1975], p. 56, note 1)。

「我々兄弟、イテリウスとライムドゥス、セグイヌスは、次のような贈与が認められることを望む… [まず、] イテリウスとセグイヌス

まり、受贈者の教会は、用益権者となり得る者が全員死亡しない限り、確定的に贈与財産を取得することができない。ここまで進めば、宗教的な救済を目的とした「魂のための」贈与に、遺産承継の確保という新たな目的が付け加わったと評価することも可能である。⁽¹³⁾

b. 子のための条項

10世紀から11世紀にかけて、子の利益を守るための条項が贈与に多数挿入された。通常の贈与であれば即時に所有権が移転するため、処分者本人もその子も最早その財産から利益を得ることはできない。しかし、その時点で存在する子或いは贈与後に出生する子の利益を守るための条項が贈与に挿入された。その条項は、大まかに3つの類型にまとめるこ

が生存している間は、その2人が持ち、占有し、その2人が死亡するならば、聖ペトルスに全体を残すという条件で、[次に、]妻と息子・娘をも有するライムンドゥスは、自身とその妻、その息子と娘が生存している間は、それらの者が持ち、占有し、それらの者が他の親族に由来する相続人を有さずして死亡するならば、聖ペトルスに残すという条件で、我々兄弟はその自由地を聖ペトルスに与える。」

Notum volumus esse... donum quod Iterius de Porta et Raimundus et Seguinus, fratres... dederunt Sancto Petro... alodium... tali tamen tenere ut, quamdiu Iterius et Sequinus[sic]... viverent, haberent et possiderent, illis vero defunctis, Beato Petro ad integrum remaneret ; Raimundus vero qui uxorem habebat, filios quoque et filias, tali tamen tenere ut et ipse et uxor sua, filii quoque ejus et filiae, quamdiu viverent, haberent et possiderent, illis vero decedentibus sine aliqua successione aliorum parentum, beato Petro... remaneret.

この証書では、3人の兄弟が贈与者として登場しているが、その内の2名（イテリウスとセグイヌス）は用益権を自身のために留保するのみである（Petitjean [1975], p. 56, note 1 は、この両名が独身者であると指摘する）。しかし、ライムンドゥスは妻も子もいるため、自身だけでなく、妻子やその他の親族も用益権者に取り込んでいる。

(13) Petitjean [1975], pp. 55-56.

とができる。①贈与の効力発生を一定期間後らせる条項，②子の存在不
存在に応じて贈与目的物の量を変化させる条項，③相続人不在の場合
にのみ贈与の効力を発生させる条項である。⁽¹⁴⁾

第1に，贈与の効力発生を一定期間後らせる条項である。Petitjean
[1975] は，死亡時に子がいない場合は全ての自由地 (alleu) を教会に
寄進するが，子がいる場合はその子の死亡時でなければ教会が受贈者と
ならない旨の贈与を紹介する。このように，子の事後出生に備えて，子
が死亡するまで贈与の効力発生を後らせることがあった。⁽¹⁵⁾

第2に，目的物の量を変化させる条項である。この条項は，贈与の効
力発生時を動かすわけではなく，贈与は即時効力を生じる。しかし，も
し死亡時に子が存在していたならば，目的物の一定量をその子に与える
というものである。その一例として，Petitjean [1975] は，死亡時に子
が存在していたら，その子の人数や性別に拘らず，受贈者たる教会が受
け取る財産は元の半分となるとする証書を紹介する。贈与財産の残りの⁽¹⁶⁾

(14) Petitjean [1975], pp. 57-58. このような条項は，11世紀において，ラ
ングドックやプロヴァンスで頻繁に用いられたと指摘されている
(Petitjean [1975], pp. 60-61)。

(15) 例えば，次のような証書がある (Cart. Gellone, n° 226 (1097), cité par
Petitjean [1975], p. 58, note 1)。

「…私ゲラルドゥスは，私の全自由地を与える。…もし，嫡出世代の
子孫がいない状態で私に死が訪れたならば，私自身の罪のために与え，
譲渡する。…これに対して，もし，神が与えることにより，私が嫡出
世代を持ち，その子自身が嫡出世代のない状態で死ぬならば，私が私
について前述した内容，すなわち，前述した自由地は修道士たちに戻
るように，という内容を維持するように。…」

...Ego Geraldus... dono... omnem alodem meum... Si me contigerit mori
absque procreatione legalis prolis dono, trado... pro peccatis meis... Si
autem Deo donante prolem habuero legalem et ipse filius mortuus fuerit
absque legali prole, teneat eum modum quem ego dixi de me superius, ut
revertatur prephatus alodis... monachis...

半分は、当然贈与者の子に帰属することになる。

第3は、相続人不存在の場合にのみ贈与の効力を発生させる条項である。言うまでもなく、教会を受贈者とする贈与を完全に覆しうるものなので、大胆である。⁽¹⁷⁾しかし、贈与によって近親者を害さないようにする工夫の一例として、かかる贈与が紹介されている。⁽¹⁸⁾

-
- (16) マルセイユの聖ウイクトル (Victor) 教会所蔵の証書 (1034年) である (Cart. Saint-Victor, I, n° 255 (1034), cité par Petitjean [1975], p. 59, note 1)。

「…私ライノアルドゥスは、もし、どのような死によってであれ、嫡出相続人なしに死亡するならば、という条件の下において、カステッロー或いはブックスと呼ばれる村落の全体の3分の1はもちろん、私の親族の権利によって私に到来した私の所有物につき、その贈与をなす。これに対して、もし、私が正当な妻に由来する息子や娘を有するならば、前述した城塞あるいは村落の3分の1につき、その全体の2分の1が、全能の神と聖ウイクトルに帰属するように。…」

...Ego Rainoardus... facio donationem quarumdā mearum possessionum que mihi provenerunt jure meorum parentum, omnem videlicet terciā partem de Castello vel villa que dicitur Buccus... et hoc tali tenore: si qualicumque morte defunctus fuero sine legali herede. Si autem habuerō filios aut filias de legali uxore, omnis medieta ipsius terciē partis de supradictis castellis vel villis sint Omnipotentis Dei et sancti Victoris...

この証書において受贈者となるのは聖ウイクトル教会であるが、贈与者が相続人のない状態で死亡した場合に比べて、贈与者が子のある状態で死亡した場合には、受贈者の受け取りうる財産は半分になっていることが分かる。

- (17) かかる条項を利用した者は、死後にそれほど不安がなかったのであろうと想像されている (Petitjean [1975], p. 59)。
- (18) 例えば、次のような証書がある (Cart. Savigny, n° 807 (1096), cité par Petitjean [1975], p. 60, note 1)。

「ベルナルドゥスは、もし、息子又は娘を有するならば、その相続財産は相続人たちに渡るように、という条件の下において、アゼルグス

c. 譲渡禁止

ここで検討する譲渡禁止条項は、用益権条項や子のための条項を補強するためのものであって、後述するような家産を一族に留めるための譲渡禁止ではない。例えば、11世紀初頭のラングドックにおける、ある証書を参照すると、ある女性がジェロヌ（Gellone）の大修道院に土地を贈与する際、子のために用益権を留保したのだが、同時に、その子がその土地を売却したり、贈与の目的に反する一切の行為をなしたりすることを禁じたという例が見られる⁽¹⁹⁾。そもそも、子に与えられているのは用益権に過ぎないため、その土地を処分することは法的にはあり得ないわけだが、受贈者たる教会に対しては「ある種の保険」として、そして、用益権者に対しては注意を喚起するものとして、譲渡禁止条項が挿入されたのである。このように、「魂のための」贈与と合わせて用いられる譲渡禁止条項は、家産の維持ではなく、教会に対する寄進の確保を目的と

において有する相続財産を、神とサヴィニーの聖マルティヌス教会に与えた。…」

Bernadus de Azelgo dedit Deo et ecclesiae sancti Martini saviniensis, haereditatem suam quam habebat in reveria Azelgi, tali tenore: Si filium aut filiam habuerit, perveniat ad haeredes...

(19) 文言は次の通りである（Cart. Gellone, n° 35（996-1031）, cité par Petitjean [1975], p. 61, note 2）。

「…私マーリアは、我が息子ベルナルドゥスが生存している限り、私の自由地のあるものを持つように、そして、我が息子には、妨げることも、売却することも、封のために与え譲渡することも認められず、我が息子の死亡後は、共有財産における自由地のために、聖サルワートル ゲッロネンスに残すように、という条件の下において、聖サルワートル ゲッロネンススに与える。…」

...Ego... Maria, dono sancto Salvatore Gellonensi... aliquid de alode meo... in tali vero ratione ut dum Bernardus, filius meus vixerit. habeat eum sibi et non liceat et inquietare nec vendere nec ad fevum dare aut alienare, sed post obitum ipsius sancto Salvatore Gellonensi... ad alodum in communia remaneat...

している⁽²⁰⁾。

このように、ここで検討した贈与、及び、それに付帯する条項は、主に宗教的な目的を有していた。しかし、時が経つにつれて、宗教的な目的を有する贈与に家産維持という世俗的な目的が加わるようになる。そこで、項目を改めて、その内容を検討する。

2. 世俗的な目的の強化

1. では宗教目的の贈与を検討したが、次第に、世俗的な目的が強化される。それに従い、遺言に類似する処分が散見されるようになる。ここではラングドック（及び、隣接する地域）のみを検討するが⁽²¹⁾、1とは異なり、目的別ではなく地域別にその状況を検討する。

a. セプチマニア

セプチマニア (Septimania) は8世紀末まで西ゴート王国の支配下にあった。そして、737年のカロリング朝ピピンの占領後も、遺言に関する西ゴート法が12世紀まで存続している。西ゴート法典 (Lex Wisigothorum, Liber Iudiciorum, 654年公布)⁽²²⁾ は、後期帝国におけるローマ法の影響を受けており、遺言に関する規定を有していただけでなく、遺言を贈与と対比して規定していた。例えば、同法典の第4編、第2章「相続について (De Successionibus)」⁽²²⁾、第4法文は次のように規定する。

「自身の意思を書面にも証人にも留めることがなかった者の財産に

(20) Petitjean [1975], p. 62.

(21) Petitjean [1975], pp. 64 et s. なお、Petitjean [1975] では、ラングドックに続けて、プロヴァンスやローヌ川流域地方の検討もなされているが、本稿では割愛した。

(22) 西ゴート法典の内、主に冒頭部分については、玉置さよ子 [1996], pp. 79 et s. が詳しい。

において、相続することができる者。

贈与 (donatio) も何らの遺言 (testamentum) もすることなく、証人の面前において自身の意思を規定することもなく死亡する者の相続について、その者に親等において近親の者が、その者の相続財産を取得するように。」

Qui succedere possunt in eorum facultatibus, qui nec scriptis nec testibus suam adligant voluntatem.

De successionibus eorum qui sic moriuntur, ut nec donationem, nec ullum faciant testamentum, nec praesentibus testibus suam ordinent voluntatem; qui gradu illis proximi fuerint, eorum obtinebunt hereditatem.⁽²³⁾

このように、セプチマニアは、近い将来生じる遺言の復活を予感させる地域であった⁽²⁴⁾。しかも、セプチマニアでは、補充指定に類する処分もなされていた。ここでは、普通補充指定と信託的補充指定の萌芽 (10世紀) を検討する。一つ目は、普通補充指定と信託的補充指定を組み合わせた事例であり、もう一つは、補充指定に譲渡禁止条項が組み合わされた事例である。

〔普通補充指定と信託的補充指定の組み合わせ〕

まずは、普通補充指定と信託遺贈 (或いは、後の信託的補充指定) が組み合わされたとみられる例を挙げる⁽²⁵⁾。Petitjean [1975] は、ニーム (Nîme) において925年の日付が見られる証書を提示する。遺言者は司祭なのだが、自身の財産のいくらかをニームのノートルダム教会に割り

(23) 引用文は、Ferdinand Walter, *Corpus Iuris Germanici Antiqui*, 1824, p. 493 による。

(24) Petitjean [1975], pp. 65-66.

(25) Petitjean [1975], p. 67.

当てた後、家産の分配を行う。その中で、複数いる甥の1人に自身の財産のいくらかを贈与するのだが、その甥が遺言者よりも先に死亡する場合を考慮して、かかる場合には別の甥（先の甥の兄弟）を指名し、さらに両方の甥が死亡する場合を考慮して、また別の甥（両名の兄弟）を指名する⁽²⁶⁾。しかも、この3名が死亡する場合に備えて、また別の者（他の受益者との関係は記されていない）を指名するのである。これは、普通補充指定と同様の機能を果たす処分である。

そして、この遺言者は、上記の条項に続けて信託遺贈的な処分を行う。この遺言者には、ミロ (Milo) という甥がいるのだが、その甥に財産の一部を与えた上で、その死亡時には大聖堂にその財産を返戻させるのである。そこには次のような表現が見られる。

「そして、私は、私の甥ミロのために、テッラヌスに存在する私の全財産の半分を贈与する。ミロが活着している間は、使用と収益をその者に留保する。ミロの死亡後は、聖マリアに戻すように。…」

Et a Milone, nepoto meo, dono tibi in Tellano omnia medietatem meam; dum Milo viverit usum et fructum reservo. Post obitum Miloni,

(26) 証書の文言は次の通りである (Cart. N.-D. de Nîmes, n° 25 (925), cité par Petitjean [1975], p. 67, note 1)。

「…私は、我が甥リクルフスに贈与する。そして、リクルフスが活着している間は、その者が使用と収益を持つように。そして、リクルフスが死亡していたならば、その兄弟であるアルドラドゥスに戻るように。そして、アルドラドゥスが死亡していたならば、その兄弟であるミロに戻るように。そして、ミロが死亡していたならば、テウベルトゥスに戻るように。…」

...Dono nepoto meo Riculfo. Et inter Riculfus vivit, usum et fructum habeat. Et si Riculfus mortuus fuerit, ad fratrem suum Ardrado revertat. Et si Ardrado mortuus fuerit, ad Milone fratrem suum revertat. Et si Milo mortuus fuerit, ad Teubertus revertat...

ad sancta Maria revertere faciat...

この一節に見られる「戻る (revertere)」という単語は、信託的補充指定において頻繁に用いられるものである。すなわち、この一節は後に登場する信託遺贈、或いは、信託的補充指定を予感させるのである。⁽²⁸⁾

〔補充指定と譲渡禁止条項の組み合わせ〕

次に挙げるのは、後の相互的補充指定 (substitution réciproque) と同様の機能を果たす処分例である。相互的補充指定とは、主に受益者として指定された者が死亡時に子を有しない場合に機能するものであり、受益者が2名用意されているならば (P, Qとする)、一方が他方のための被指定者となる補充指定である。例えば、Pが死亡時に子を有しない場合、目的財産をQに返戻させ、逆に、Qが死亡時に子を有しない場合、目的財産をPに返戻させるという要領である。これも主に家産維持のために用いられた。Petitjean [1975] は、相互的補充指定と同様の機能を果たす処分について複数の例を挙げているが、ここでは11世紀初頭のカルカソンヌ (Carcassonne) 伯ロジェ1世による証書を挙げる。この証書では、当該伯の2人の息子が受益者として指定されているが、その息子相互の間でなければ、売却等の処分が認められていない。⁽²⁹⁾そして、子の

(27) Cart. N.-D. de Nîmes, n° 25 (925), cité par Petitjean [1975], p. 67, note 2.

(28) Petitjean [1975], p. 67.

(29) 証書の文言は次の通りである (H. L., Preuves, n° 162, col. 344 (vers 1002), cité par Petitjean [1975], p. 69, note 1)。

「伯であるところの私ロゲリウス [ロジェ1世] は、我が子ライムンドゥスとベルナルドゥスとの間で遺産の分配 (brevis divisionalis) をなす。…次の条件の下においてとする。それらの者が生きている間は、保持し占有するように。もし、正当な婚姻に由来する子を有するならば、同じように、生存している者がバイイ区において保持するように。一方が他方にする場合を除いて、売却したり譲渡したりする自由を有しな

死亡時にはその子（遺言者から見ると孫）への目的物の承継が規定されると共に、もし、当初の受益者たる子が死亡時に子を有しないのであれば、もう一方の子へ目的物を返戻するように定められている。

あえてこの例を採り上げた理由は、この証書には譲渡禁止が組み合わされているからである。既に、信仰目的の贈与の中で譲渡禁止は登場したが、その譲渡禁止は、教会への贈与を実現する手段であった。⁽³⁰⁾しかし、ここでは家産維持目的に特化されていることに注意したい。

b. 北カタローニャ、ルシヨン

次に視点を現在のスペインとの国境付近（ルシヨン）、及び、スペインに移す。この地域は西ゴート法の影響をより強く受けており、後に復活する遺言を想起させるような処分が見受けられる。しかも、その証書に含まれる処分には、後に登場する補充指定と同様の機能を認めることができる。そこで、Petitjean [1975]に依拠しながら、この地域における補充指定関連の処分を検討する。⁽³¹⁾

〔撤回可能性〕

まずは、その前提となる処分自体の性質である。Petitjean [1975]は、その処分がなされる背景に、巡礼の旅の直前であること、⁽³²⁾或いは、重病

い。そして、もし、正当な婚姻に由来する子を有しないならば、まさにその相続によって、生存している同じ兄弟に残るように。…」

Ego Rogerius, comes, facio brevem divisionalem inter filios meos Raimundo et Bernardo... In tali vero ratione, ut dum illi vivunt, teneant et possideant. Si infantes habuerint de legitimo matrimonio, similiter teneant in balia illi qui vivi erunt. Vendere nec alienare licentiam unus non habeat, nisi unus ad alium. Et si infantes non habuerint de legitimo matrimonio remaneat ipsa haereditate ad ipsos fratres, qui vivi erunt...

(30) 以上は、Petitjean [1975], p. 69 による。

(31) 以下の記述は、Petitjean [1975], pp. 70 et s. による。

(32) 当時、巡礼の旅はそれほど珍しいことでもなかったが、危険を伴うこ

の末期症状であるか死期が迫っていることといった事情が頻出する旨指摘する。そして、「その行為の有効性は新たな行為をなさない限りにおいて認められる⁽³³⁾」という条項が見られることを指摘する。つまり、旅から無事に帰還したり重病から回復したりする場合には、かかる処分は不要となるわけであり、したがって、遺言に見られるような撤回可能性が前提とされていたと推定されるのである⁽³⁴⁾。

〔内容〕

それでは、その処分の内容はいかなるものか。ここでは Petitjean [1975] が採り上げるものの内、既に挙げたものと似た内容を含むものは除外した上で、3つの事例を検討する。

最初の2つの事例は、ローマ法を検討した際に登場したものを想起させる内容である。1つは、11世紀半ば、カタローニャの証書であり、Aがある自由地の半分を息子の一人Pに与え、残りの半分を息子の残り3人で分配させることにした。そして、後者の3名に対して、Pに対してでなければその持分を譲渡してはならないという譲渡禁止条項を設け⁽³⁵⁾た。譲渡禁止条項自体は最早珍しいものではないが、問題は譲渡禁止条

とも多かった。例えば、12世紀から13世紀にかけて、巡礼者は、自然現象ばかりでなく「戦争や追いはぎ、度量衡違反、不当な流通税の徴収」といった「人災」にも頻繁に遭遇したと指摘されている（関哲行 [2009], pp. 41-46）。

(33) 例えば、次のような文言が紹介されている（Test. de Aurucia, 5 févr. 992 (n° 115 J. MAS; p. 50 J. GALES), cité par Petitjean [1975], p. 71, note 3)。「私が他の遺言をなす前に、その病でもって私に死が巡ってきたならば (si de ista egritudine mors mihi advenerit antequam alium testamentum faciam)」

(34) Petitjean [1975], p. 71.

(35) 例えば、次のような証書が見られる（Test. de Senfred Livoli, 11 juin 1055- (n° 699 J. MAS; p. 145 J. GALES), cité par Petitjean [1975], p. 73, note 1)。

項が果たす機能であり、明らかに子の内の1人を優遇している。このように、子の内の1人を優遇したり、女子よりも男子を優遇したりすることが次第に見られるようになった。

もう一つは、ローマ法における未成熟者のための補充指定を想起させる処分である。11世紀初頭バルセロナにおける証書であるが³⁶、ある者が自身の土地の1つを息子に与える際、「息子が成熟期に達する前に死亡したならば (si ad illum venerit mors, antequam ad etate venerit)」³⁶、その財産は贈与者及び受贈者たる息子の魂の救済のために供されるように、と定められている。

最後に挙げるものは、本稿ではこれまでに採り上げなかった類型である。早速例を挙げよう。1065年、カタローニャの証書である。ある男性が、妻に対し、その妻が生存中利用できるように、ある土地を贈与し、妻の死亡時は息子ベルトランドゥスに返戻するよう定めた。そして、ベルトランドゥスが死亡等で存在しない場合には、ベルトランドゥス以外の息子で妻の望む者に返戻するよう定めたのである。つまり、ベルトランドゥスの代わりの受益者は妻が選択できる。該当する部分の文言は次の通りである。³⁷

「[ピネルスの自由地の半分をベルナルドゥスに割り当てた上で、] …前述したピネルスの自由地の残りの半分については、我が子たち、ペレグリヌスとベレンガーリウスとライムンドゥスに譲るが、それは次の条件の下においてである。これらの者たちには、その自由地の上記の半分について、我が子ベルナルドゥスまたはその子にする場合を除いて、売却したり譲渡したりすることは認められない。」

...et alia medietate de iamdicto alodio de Pinels que remanet concedo ad filios meos, id sunt Peregrinum et Berengarium et Raimundum, in ea videlicet ratione ut eis non liceat predicta medietate de ipso alodio vindere vel alienare, nisi ad Bernardum filium meum vel ad posterita sua.

(36) Test. de Seniofred, 27 mars 1006 (n° 248 J. MAS; p. 81 J. GALES), cité par Petitjean [1975], p. 74.

(37) Petitjean [1975], pp. 74-75.

「もしベルランドゥスが私の妻よりも前に死亡するならば、私の妻が選択し容認する我が子の1人に残るように。」〔下線は筆者による。次の引用文中の下線も同様〕

si Bertrando antequam uxori mea obierit, remaneat ad unum filium meum, cui uxori mea elegerit et dimiserit.⁽³⁸⁾

このような受益者選択権は後の信託的補充指定、特に、生存配偶者を最初の受益者とする短期間の補充指定で頻繁に見られる（第2編第2章）。

このように北カタローニャ・ルシヨンでは、遺言の復活前において既に後の遺言を想起させるような精密な処分がなされていたのである。

c. トゥールーズ

最後に採り上げるのはトゥールーズである。この地域には西ゴート法典は適用されなかったため、a及びbの地域と事情は異なるのだが、それでも上記と同様な処分が見られる。⁽³⁹⁾まず、その撤回可能性についてであるが、以下で採り上げるような処分は、bにおいて見られた処分と同様に、病気等で死期の迫った者に用いられることが多い。しかも、その処分の効力発生が「自身がまさに直面している」死亡に条件付けられていると見られる文言も見出される：

「その病気で私ベルナルドゥスが死亡するならば、その確たる証書が存続するように、という条件の下において。」

In ea vero ratione ut si ego Bernardus morio de ista egritudine, carta

(38) Test. de Senfred Mir, 6 mai 1065 (n°807 J. MAS; p.190 J. GALES), cité par Petitjean [1975], p. 75, note 1.

(39) まだ、“testamentum”という単語は用いられず、“breve commissum”, “breve divisione”という語が用いられていた。とはいえ、死亡時に財産処分をしていなかった者は、「遺言していない者 (intestatus)」と呼ばれていたようである (Petitjean [1975], p. 76, note 2)。

ista stabilis et firma permaneat.

このような事情から Petitjean [1975] は、回復時に撤回する余地を留保していると推定している。⁽⁴¹⁾

それでは、証書を２つ採り上げて、具体的な処分の内容を検討する。まずは、自身の全ての財産につき処分の方法を定めた証書である。トゥールーズにおけるある証書（年代不詳）では、まず、自身の一定の財産を死後の救済のために修道院に寄進した後、次に、複数の土地を子たち（第１世代）に与え、第１世代が死亡した場合は更にその子に与えると記されている。しかも、第１世代の子が死亡する際に子を有しないのであれば、前記の修道院に寄進するように定められている。⁽⁴²⁾つまり、宗教目的と世俗（家産）目的が混在しており、世俗目的が尽きた場合には、宗教目的の達成に振り向けられている。また、その内容は後の信託的補充指定に近い内容を有している。⁽⁴³⁾第１世代が死亡した場合における遺産の帰趨を定めているからである。

精緻な処分は他にも見られる。こちらもトゥールーズの証書（年代不

(40) Cart. Lézat, f^o 158 b, 2e col., cité par Petitjean [1975], p. 76, note 5.

(41) Petitjean [1975], p. 76.

(42) 実際の文言は次の通りである (Cart. Lézat, f^o 158 r^o et f^o 97 v^o col 1-2, cité par Petitjean [1975], p. 78, note 1)。

「…以上は次の条件の下においてである。以上の者〔第１世代〕が生きている間は、保持し占有するように。また、正当な妻に由来する子を有するならば、その子が保持するように。また、そのような子を有しないならば、以上の者は売却することも譲渡することもできず、その死亡後には神と聖ペトルスに残るように。」

...In ea vero ratione, dum vivunt, teneant et possideant et si infantem habuerint de legitima muliere, teneat et, si non habent, vindere nec alienare non possint et post illorum discessum, remaneat Deo et sancto Petro.

(43) Petitjean [1975], p. 78.

詳)であり、自身の全財産を処分するものであるが、処分者は、複数の者(第1世代—処分者との関係は不明)を指名して自身の財産の一定量を与える。その財産は、第1世代の者が死亡する際、子を有するのであればその子に与えられ、子を有しないのであれば、さらに別に指名された者PとQに与えられる。PとQがこの財産を享受できるのは生前に限られており、死亡時には教会に返戻される。他方で、処分者は、別の財産を自身の娘に与え、その娘が成熟期に達する前に死亡するか、死亡時に子がいなければ、(その娘の養育を引き受けていると思われる)第三者Rに与える。そしてRが死亡すると、その財産は処分者の別の親族に返戻される⁽⁴⁴⁾。この処分は、信託的補充指定と未成熟者のための補充指定の組み合わせと同等の機能を果たしており、処分者の目的を巧みに実現するものとなっている。しかも、このような処分は、大貴族ばかりでなく、もう少し身分の低い人間—小規模貴族、小土地所有者、低級の聖職者—

(44) 実際の文言は次の通りである (Cart. Lézat, f^o 185 col. 2: Test. de Gonfredus, cité par Petitjean [1975], p. 79, note 1)。

「…もし、妻に由来する子を有するならば、その子が保持するように。また、子を有さず無遺言で死亡するならば、グイレルムスとアトヌスに残るように。そして、その2人の死後は、聖ペトルスに残るように。そして、フィルミヌスの自由地については、アルシンドという名の我が娘に、グアリヌスの承認の下に与えることにし、我が娘が成熟期に至らず、または、子を有しないならば、グアリヌスに残るように、そして、グアリヌスの死後は、私ゴンフリドゥスの息子たちの近親者に残るように。」

...in ea ratione dum vixerunt infantes teneant et si infantes habuerunt de muliere teneant et si non habuerunt et interstati moriunt, remaneat Guillelmo et Atone et post discessum illorum remaneat sancti Petri. Et ipso alode de Firmino laxabo ad filia sua nomen Arsindo et in badlia Guarino et si ad perfectum non venit od infantem non habuerit, remaneat Guarino et post obitum suum remaneat ad propinquos parentes de filios Gonfrido.

も行っていたと指摘されている⁽⁴⁵⁾。

〔まとめ〕

このように、死後の財産の帰趨に関心を持つ者は多く、その目的は、宗教的なものや世俗的なものが見られた。そして、その要求に応えるための仕組みが贈与と用益権の組み合わせによって実現されていた。信託的補充指定が復活する素地はこの点にあり、12世紀以降にローマの法技術が再発見されることにより、死後の財産の帰趨に関する法技術は大きく発展することになる。

そこで、まず、前提としての遺言について簡単に説明した上で（第1節）、その次に補充指定（第2節）を検討する。最後に第3節で、信託的補充指定の位置づけに関する法学者の説明を検討する。

第1節 遺言の復活⁽⁴⁶⁾

12世紀になると、経済活動が盛んになり、そのための長距離移動も頻繁に行われるようになる。巡礼の旅もこれまで以上に盛んである。しかし、その移動は常に危険と隣り合わせであり、旅の前にそれなりの準備が要求された。それは、自身の死に対する備えであり、本稿の課題に引きつけて言えば、教会に対する寄贈、自身の責務に関する定め、子孫に対する生活保障などである。まさに、そのような目的を達成するために登場するのが、ローマ法学者が「遺言 (testamentum)」と性質決定するところの処分である。その性質は撤回可能な一方的行為であり、通常は相続人指定を伴う。

実際に、苦難が去った後改めて処分を行った例⁽⁴⁷⁾や、具体的な財産を指

(45) Petitjean [1975], p. 77.

(46) 本節の全般的な内容については、Petitjean [1975], pp. 95 et s. を参照。

(47) 例えば、次のような事例が紹介されている。まずは、ラングドックの一都市であるベジエ (Béziers) の一貴族がスペインへの旅に出る直前の

定せずに財産の分配を行う例も見られる⁽⁴⁸⁾。もちろん、これまでの営みを引きずるのは当然のことなので、ある日を境にローマ的な遺言が復活するということにはならない⁽⁴⁹⁾。しかしながら、12世紀の半ば以降に見られる遺言は明らかにそれ以前に見られるものとは異なると指摘されている。それでは、その形式から検討を開始しよう。

A. 遺言の形式

ラングドックにおける遺言の形式は、ローマ法から受け継いだものに適宜修正を加えたものである。口頭遺言、筆記された言明遺言、秘密遺言の3つが典型であるが、中世のラングドックにおいて一般的に用いられていたのは、「筆記された言明遺言」であると指摘されている⁽⁵⁰⁾。その方式は、銅と秤による遺言から「言明 (nuncupatio)」⁽⁵¹⁾だけを取り出したものであって、遺言者が口頭で宣言した内容を証人に記憶させると同時⁽⁵²⁾

1118年と死期迫る1129年に遺言をした例である。次に、モンペリエ領主ギレム5世 (de Guilhem V) がマジョルカ島遠征に出る前の1114年と死期迫る1121年、さらに少なくとももう一件 (合計3件) 遺言をした例である (Petitjean [1975], p. 96)。なお、ギレム家は、本研究にとって興味深い事例を複数示しており、後に改めて紹介する。

(48) 例えば、受益者に対し財産の総体を処分した上で、受け取った財産の割合に応じて本人の債務を相続人として弁済するように命じた例がある (Petitjean [1975], p. 97)。これは、前の注で挙げたベジエの一貴族によるものである。

(49) 一度組み立てられた社会的な制度が、変化を拒みつつ存続を続けるという「惰性の力」につき、ブロック [2004], p. 21 を参照。

(50) Petitjean [1975], p. 98.

(51) これについては、第1章の序で触れた。

(52) その証人の数であるが、一部ではローマ法に則って7人とされていたようである。つまり、元々ローマ法上要求された5人の証人に、秤持ち1人と仮装買主1人が加わって7人となる。具体例としては、アグド (Agde) において、1147年に7人の証人を伴う証書が3件登場する。これは最初期の事例であり、以後、他の地域でも7人の証人を伴う事例が散見される。とはいえ、この「7人」という人数は13世紀前半まではそれほど

に、その内容を筆記して記録する⁽⁵³⁾というものである。この「筆記された言明遺言 testament *nuncupatif-écrit*」は、広く南仏で盛んに用いられた。

それ以外の類型であるが、口頭遺言 (testament oral) は、筆記された言明遺言のより原初的な形態であり、遺言者の意思を証人に記憶させた後、遺言者の死後にその証人を召喚し、遺言内容を証言させた上で調書に記載することにより、その内容を確認するというものである。この形態の遺言は、筆記された言明遺言が広く利用されるようになるにつれて、次第に用いられなくなった⁽⁵⁴⁾。これに対して、秘密遺言 (testament secret ou mystique) とは、遺言内容を記載した書面を「事前に」用意した上で、一定の方法でその書面を封印する遺言である。その方法とは、封印を行う際に、遺言者は証人に対し、その遺言が自身のものであることを宣言する。そして、遺言者と証人が共同で封印を行い、証人が署名をなすのである。事前に作成された書面は、閉じた状態で封印されるため、遺言の内容を証人に明示する必要はない。また、書面を作成するのは遺言者でなくてもよく、その他の者でも構わない。この形態の遺言は、プロヴァンスなどの地方では用いられる機会も多かったが⁽⁵⁵⁾、ラングドックではほとんど用いられなかったと指摘されている⁽⁵⁶⁾。したがって、Petitjean [1975] によると、ラングドックにおける主な遺言の類型は、

遵守されていなかったとも指摘されている (Petitjean [1975], pp. 99-100)。

実際、証人の数は、ローマ法よりもむしろカノン法の影響により、減ぜられる傾向にあった。この点につき、Lévy=Castaldo [2010], n° 897, p. 1263 を参照。

(53) 証人の資格について特に制約は存在しなかったが、まさにこの「筆記」という作業のために、証人となる者の範囲に事実上の絞りがかげられた。例えば、公証人はその典型であるし、また、秘蹟を執り行う者という意味も含めて、聖職者が証人となることも多かったと指摘されている (Lévy=Castaldo [2010], n° 897, p. 1263)。

(54) Lévy=Castaldo [2010], n° 897, p. 1264.

(55) Petitjean [1975], p. 130.

(56) Petitjean [1975], p. 99.

「筆記された言明遺言」である。

それでは、項目を改めて、遺言に示された内容を簡単に確認する。

B. 遺言の内容

この時期になってようやく明示的に相続人指定⁽⁵⁷⁾をなす遺言が登場する。Petitjean [1975] が示す例によるならば、最初期の相続人指定として、アグドにおける1149年の遺言を挙げることができる。この遺言は自身の姪を相続人に指定する条項であり、次のような文言で始まる：

「アグドの教会の司教である私エルメンガウドゥスは、次の通りに遺言をなす。まず、私の兄弟であるライムンドゥスの娘アウローサを相続人に指定する。」

Ego Ermengaudus, Agathensis ecclesiae episcopus...sic facio testamentum: in primis heredem instituo Aurosam filiam Raimundi, fratris⁽⁵⁸⁾ mei.

実は、その後12世紀末に至るまで、アグドにおける相続人指定は極めて少ない状況が続くのであるが、ラングドックの他の地域では相続人指定を含む遺言が徐々に増えたと指摘⁽⁵⁹⁾されている。

それでは、相続人指定にはどのような意図が込められたのであろうか。本稿の関心は信託的補充指定にあるため、その意図は第2節において信託的補充指定とともに分析することにして、ここでは一点だけ特殊な類型を指摘したい。1155年のカルカソヌの遺言がそれであって、ここで

(57) 但し、ローマ法では相続人指定は遺言の必須要素であったが、それとは異なり、ここでの遺言は必ずしも相続人指定を伴うわけではない (Lévy = Castaldo [2010], n° 890, p. 1255)。

(58) Cart. chap. d'Agde, Appendice, LXXXIII (Gallia christ., VI, Instrum., col. 323-4), cité par Petitjean [1975], p. 101, note 1.

(59) Petitjean [1975], p. 102.

は、2人の相続人に対し「相続人自身が、共同して全負債を弁済するよ
うに (ut ipsi solverent communiter sua omnia debita)」と定められてい
る。このように、相続人指定を通じて単に財産を与えるだけでなく、自
身の承継者に債務の弁済を命じることもあったのである。⁽⁶¹⁾

第2節 信託的補充指定の成立

序で検討した通り、遺言が用いられない中で運用された用益権の留保
や譲渡禁止条項は、補充指定の生成を準備するものでもあった。ここ
では、かかる需要に応えるために、実際の遺言の中で補充指定が構築さ
れる様子を検討する。

ローマ法における補充指定は、普通補充指定・未成熟者のための補充
指定・準未成熟者補充指定の3種類であったが、12世紀から13世紀以降、
学説は、直接的補充指定（普通補充指定、未成熟者のための補充指定、
準未成熟者補充指定）と間接的補充指定（信託的補充指定）という分類
法を採用する。この分類法の確立は後に第3節で検討することにして、
まずAでは、この分類に従い、実務上現れた遺言の内、それぞれの類型

(60) Arch. dép. Haute-Garonne, H. Peixiora I, pièce 53, test. de Pierre de Saint-Michel (1155), cité par Petitjean [1975], p. 102, note 5.

(61) このように相続人に負担を課するという事態を前にすると、相続人と遺言執行者との類似性が問題となりうる。現に1200年よりも前であれば、明示的に相続人を指定する遺言を前にして、遺言執行者の選任は非常にまれであったと指摘されている。

ところが、13世紀に入ると、ラングドックやルエルグの遺言において、相続人を指定すると同時に遺言執行者 (gadiatores, vadiatores, spondarii などと表記される) を指名する遺言も見出されるようになる (Petitjean [1975], pp. 103-104)。そこでは、遺言執行者に一定の負担が課されることもあれば、相続人に負担が課された場合に当該相続人を監視する役割が与えられることもある。さらには、信仰目的の処分がなされている場合に、その執行が委ねられることもある (具体例は、Petitjean [1975], p. 104, note 2 を参照)。

に該当するものを採り上げて、その内容を示す。次に、Bでは、主に信託的補充指定に該当する遺言を素材として、その目的を検討し、時の経過に伴い、家産の維持を目的とするものが増加することを示す。

A. 類型

ここでは、最初に1においてローマ法の「補充指定」に相当する類型を採り上げた後で、2において「信託遺贈」(或いは信託的補充指定)に相当する類型を採り上げる。

1. 直接的補充指定型

[普通補充指定]

最初に挙げるのは普通補充指定型の遺言である。ここでは、1106年のベジエにおける遺言を示す。

「我が従兄弟のロスタグヌスに対し、もし、イエルサレムからポンキアーヌスに生還したならば、私が同地において有する自身の全ての土地を与える。…そして、もし、同じロスタグヌスがイエルサレムからポンキアーヌスに帰らないならば、私の甥たちグイレルムス及びペトルスに対し、同じ全ての土地を与える。」

Ordino ad consobrium meum, Petrum Rostagni de Ponciano, si vivus reverit de Jherusalem ad Poncianum, totum ipsum feum quem habeo de eodem ipso Petro Rostagni... Et si ipse Petrus Rostagni non revertitur de Jherusalem ad Poncianum... ordino ad ipsos nepotes meos... Guillelmum et Petrum, totum ipsum feum.⁽⁶²⁾

これは、イエルサレムへの巡礼に向かう従兄弟に与える財産につき、そ

(62) Cart. Béziers, n° 108 (10 janvier 1106), cité par Petitjean [1975], p. 106 note 1.

の従兄弟が生還しない場合には、甥に与えるという条項である。第１の受益者の不存在に備えた遺言であり、まさに普通補充指定に属するものである。

〔未成熟者のための補充指定〕

次に挙げるのは、未成熟者のための補充指定に相当する例である。

「もし、前に述べた私の子たちの一人が偶然にもある年齢より下で死亡したならば、遺産 (honor) や財産に関するその子の全持分は、生存者間において等しい割合で残るように。⁽⁶³⁾」

Si forte unus de meis infantibus predictis obierit infra annos quod tota sua pars de honoribus ac rebus remaneat superviventibus equali porti⁽⁶⁴⁾ one.

これは、受益者が幼少期に死亡する場合に備えた条項である。この表現には他にも似た例が存在し、「成人年齢より下で (infra etatem)」, 「ある年齢より下で (infra annos)」, 「成人年齢に到達しない者 (qui non venerit ad etatem)」⁽⁶⁵⁾ といった表現が合わせて用いられる。

2. 信託的補充指定型とその複合型

〔条件付信託遺贈〕

次に検討するのは信託的補充指定型の処分である。最も単純な形態は、被指定者が死亡した場合の返戻を定めるものだが、実際にはそれに更な

(63) しかも、この条項は、相互的補充指定 (substitution réciproque) としての性格も有している。相互的補充指定とは、複数の受益者の間で、一方を他方のための被指定者とする類型である。

(64) Test. de Terrenus Martinus (1196), cité par Petitjean [1975], p, 106, note 2.

(65) Petitjean [1975], p, 106, note 2 に挙げられた例から引用している。

る条件を付け加えたものが多く用いられた。例えば、被指定者が死亡時⁽⁶⁶⁾に子を有しないことを条件とするものである。具体的な文言を以下に示す。

「子なくして死亡するならば (si sine liberis decesserit)⁽⁶⁷⁾」

「そして、私の娘のペイタヴィナに対し、私の全ての遺産に関する相続として、この全ての物を与える。しかし、もし、ペイタヴィナが子なくして死亡するならば、前述した全ての物は、ジョルダヌス、その者の姉妹、及びその者の子に残り、戻るように。」

Et omnia hec dono Peitavine, filie mee, pro hereditate totius mei honoris. Et si de Peitavina absque infante desierit omnia prenominata⁽⁶⁸⁾ Jordane illius sorori et ipsius posteritati remaneant et revertantur.

「子なくして死亡するならば」という条件は、ここで初めて登場するわけではない。前節で検討した証書にもかかる条件を見出すことができ、さらに時代を遡れば、新勅法集成159号においてもこの条件を見出すことができた(本編第1章第2節B.1)。実際、「子なくして死亡するならば」という条件は今後も頻出する。この条件に類似するものとして、「もし、嫡出相続人なしに死亡するならば (si sine legitimo herede morietur)」, 「もし、嫡出子なしに死亡するならば (si mortuum erit sine legitimo infante)⁽⁶⁹⁾」などを挙げることもできよう。いずれにせよ、この

(66) それ以外の条件の例として、被指定者が二十歳よりも前に死亡した場合 (si ille infans forte moriebatur infra XX. annos), 寡婦が再婚した場合、遺言者の課した負担が履行されなかった場合などが挙げられている (Petitjean [1975], p. 108)。

(67) Petitjean [1975], p. 107.

(68) Cart. Douzens, A, n° 6 (1153), cité par Petitjean [1975], p. 107, note 2.

(69) Petitjean [1975], p. 107, note 3 et note 4.

ような条件が付されているならば、財産の返戻がなされるのは、被指定者が死亡時に子を有しない場合に限られるのである。

〔簡略補充指定 (substitution compendieuse)〕

直接的補充指定と信託的補充指定は常に独立して用いられるわけではなく、両者の複合型も存在する。一見すると両者の機能は全く異なるようにも見えるが、意外な接点があり、この点が信託的補充指定の伏線になっているようにも思われる。それが「簡略補充指定 (substitution compendieuse)」である。簡略補充指定とは、その名の通り「簡略な用語で (en termes compendieux)」なされた補充指定であり、直接的補充指定と信託的補充指定の両者を包含する。後の時代の学説が挙げるものであるが、次のような例がその典型である。⁽⁷⁰⁾

「余Aは、余の未成熟子Bを相続人に指定すると共に、その者が死亡する時はいかなる場合であれ、余は某Cを余の未成熟子Bのために補充指定する。」

この場合、Bが相続財産を受け取ることなく、Aよりも前に死亡したならば、この補充指定は普通補充指定として扱われ、CがBに代わって相続人となる。これに対して、BがAを相続した後で死亡したのであれば、この補充指定は信託的補充指定として扱われ、Bが返戻した財産をCが受け取る。このように、簡略補充指定は意図的に簡略な文言を用いること⁽⁷¹⁾によって、複数の補充指定の効果を得ようとする。

(70) Thévenot d'Essaule [1778], p. 141.

(71) 逆に、直接的補充指定であることや信託的補充指定であることが明示されると、その効果が生じるのみなので、意図的にあいまいな表現を使うことによって両者の効果を狙っている (Thévenot d'Essaule [1778], p. 142)。

但し、Petitjean [1975] は、この時期（12世紀頃）における簡略補充指定の例として、このような簡略な文言の事例を挙げていない。むしろ、1つの遺言によって未成熟者のための補充指定と信託的補充指定のいずれかの効果を発生させようとした例を挙げている。例えば、受遺者の一方が嫡出相続人なくして死亡した場合か、成年に達する前に死亡した場合には、他の者に遺産を帰属させるという条項（1155年アグドにおける遺言）が挙げられている。

「そして、ライナルドゥスの子ベレンガリウス及び、シベリアの子ウィッレلمスに対し、前に述べた家屋の前に建設した家…と全てのブドウ畑…とを分配する。そして、もし、両者の一方が嫡出相続人のいない状態であったり、成熟期に至らなかつたりしたならば、その遺産は全てライナルドゥスの子たちに戻るように。」

Et divido Berengario, filio Petri Rainardi et Willelmo, filio Sibiliae, domum quam construo ante praedictum mansum... et omnes vineas...; et si alter eorum sine legitimo haerede habuerit et ad pubertatem non pervenerit, totius ille honos ad filios Petri Renardi revertatur.⁽⁷²⁾

B. 目的

ここで採り上げるものは、主に信託的補充指定である。まず、1では、信託的補充指定が相変わらず宗教目的で用いられていたことを示す。しかし、時がたつにつれて、明らかに家産目的のものが増加しており、その例を2において示す。

(72) Cart. chap. d'Agde, n° 17: test. de Guilhem Rainard (1155), cité par Petitjean [1975], p, 109, note 1.

1. 宗教目的

遺言者が自身の魂の救済を志向する例として、遺言者のためにミサを執り行うように命じる例がある。被指定者たる夫に対し、遺産を与える代わりに、自身と自身の親族の救済のためミサを執り行うように命じるのである。この例は、教会に直接財産を与えるものではないが、信仰に対する関心を明確に表している。

「そして、私は、私の全遺産から、全体の半分を私の夫で前述したベルトランドゥスに与え、…残りの半分は、次に定める場合においては、我が子ライムンドゥスから受け取るものとする。すなわち、前述した私の子がその妻からの嫡出子なくして死亡する場合、私は、その子の死後において、[私の夫] ベルトランドゥス及びその子らに対し、前述したその遺産の内、前述した部分を与え遺贈する。また、この贈与物と遺贈物によって、私と私の親族たちの魂を救済するために、百のミサの取り計らいをなすように。」

Et de omni honore meo similiter dono totum medietatem marito meo Bertrando predicto... et alia medietas sit de filio meo Raimundo tali pacto quod si deficiebat et meo filio predicto sine infante legitimo de uxore dono et laxo post mortem suam Bertrando Ademari et suis istam partem predictam istius honoris predicti... et propter hoc donorum et laxamentum quod faciat cavere C. missas pro remedio anime mee et parentum meorum.⁽⁷³⁾

これに対し、教会を被指定者とする事例は依然として多いと指摘されている。⁽⁷⁴⁾とはいえ、そこに付された条件等を見ると、信仰目的の遺言で

(73) Cart. Valmagne: test. de Rixende, cité par Petitjean [1975], p. 114, note 2.

(74) Petitjean [1975], p. 115.

あっても身内への配慮がなされていることを読み取ることができる。例えば、甥が子なくして死亡する場合に教会を被指定者とする例、母の死亡時に教会への返戻を定める例、4人の娘の内の1人が独身のまま死亡した場合、婚姻の準備のための財産を教会に返戻する例などである。

さらには、被指定者に教会のみならず近親者も加えられた結果、宗教上の目的と世俗的な目的が両方とも見られる例も存在する。1172年、サンティエンヌ司教座聖堂参事会員、ベルトラン・ダグドの遺言がそれである。ここでは遺産を2つに分けた上で、2人の受遺者が信託遺贈の義務者とされており、一方は教会へ、他方は遺言者の甥へ与えるように指示されている。

「同じく、私がプレクサヌスにおいて有する物は何であれ、ライムンドゥスの生前はその者に遺し、その者の死後は、プレクサヌスの聖マリア教会に遺す。農地と草地は、私の甥であり司教座聖堂参事会員のベルナルドゥスの生前はその者に遺し、その者の死後は、私の姉妹マリアの子であるウィッレルムスに遺す。」

Item, quicquid habeo a Prexano, dimitto Raimundo de Prexano in vita sua, post mortem suam ecclesiae sanctae Mariae de Prexano. Agulions et pratum dimitto Bernardo, canonico, nepoti meo in vita sua, post mortem vero suam Willelmo, filio Mariae sororis meae.⁽⁷⁵⁾

2. 家産目的

しかしながら、これ以後のラングドックでは、宗教目的の信託的補充指定が駆逐されていく。⁽⁷⁶⁾ 信仰目的ではなく、近親者を利するために、さ

(75) Cart. chap. d'Agde, n° 27: test. de Bertrand d'Agde, cité par Petitjean [1975], p. 117, note 1.

(76) Petitjean [1975], p. 117. 穿った見方かもしれないが、聖職者に対する複雑な感情もその根底にあるのではなかろうか。「《零落した》相続人は、

らに、家産を維持するために用いられるようになる。以下では、あえて特殊な事例から順に挙げて説明する。

〔宗教目的からの決別〕

被指定者が宗門に入った場合、別の者を被指定者とする条項が存在する。次の文言は1207年に作成されたある遺言に見られるものであるが、宗教目的の補充指定から明確に一線を画する例である。

「そして、もし、例の私の相続人のある者が嫡出相続人なくして死亡したならば、私は、その者の財産が私の子フレドルスに戻るよう望む。但し、フレドルスがまだ教会にも修道院にも入っていない場合に限る。他方で、もし、…私の子ベルトランドゥスに戻るように、但し、ベルトランドゥスがまだ司教座聖堂参事会員でも修道士でもなく、その他の教会に入っていない場合に限る。逆に、もし、教会に入っていたならば、生存する私の他の子に〔戻るように〕。」

Et si alter istorum heredum meorum sine legitimo herede decesserit, volo quod bona ejus ad Fredolum, filium meum, revertantur si nondum in religionem vel in monasterium intraverit. Si autem... revertantur ad Bertrandum, filium meum, si nondum sit canonicus vel monachus vel in alia religione; si autem fuerit in religione ad superstitem alium filium meum.⁽⁷⁷⁾

失われた日あたりのよい地所を思いおこして、心中に遺恨をもつ。この地所はかつて父祖がことばたくみに地獄の恐怖を説き聞かされて、修道士の手に委ねられたものであった。」という指摘がある。もちろん、死の不安に直面したときにこの遺恨は姿をくまらますのであろうが、人々の行動に一定の影響を与えたことであろう（ブロック [1995], pp. 432-433）。

(77) Cart. Maguelonne, II, n° 293: test. d'Hugues de Saint-Jean (1207), cité par Petitjean [1975], p. 113, note 3.

このように宗門に入る者には財産を与えず、財産をその他の子に集中させようとしている。Petitjean [1975] は、被指定者に対してその権利が開始する時に宗門に入っていないことを義務づけるものとして、この遺言を位置づけている。⁽⁷⁸⁾

そして、次に挙げる例には、宗教的な意味合いは存在しない。まずは、被指定者に対する負担を伴う事例である。ここで挙げるのは、被指定者に債務の弁済が義務づけられる例である。

「しかし、もし、我が子ライムドゥスが正当な婚姻から出生した子なくして死亡したならば、私は次のように規定し、命ずる。ライムドゥスのあらゆる権利と、私が以前ライムドゥスに割り当てた全てのものは、私の兄弟のバルドイヌスとその卑属のために残されるように。…そして、もし、我が子ライムドゥスが私の債権者に対する負債を完済されない状態で有しているならば、私の兄弟のバルドイヌスはその全ての負債を完済するように。」

Tamen si Raimundus, meus filius, sine infante nato ex legitimo matrimonio decesserit, mando et dispono quod omnia sua jura et totum hoc quod ei superius dispono, remaneant Baldoyno, fratri meo et ejus ordinio... et quod Baldoynus, frater meus, persolvat omnia debita meis creditoribus si tamen Raimundus, meus filius, illa non habeat persoluta.⁽⁷⁹⁾

相続人に対して債務の弁済を命じる例は既に見たが（第1節B）、この例では、遺言者の希望が確実に実現されるようにするべく、信託的補充指定が組み合わされている。

(78) Petitjean [1975], p. 113.

(79) Liber memorialium, n° 99, cité par Petitjean [1975], p. 114, note 4.

〔家産の維持へ〕

次に、家産の維持を目的とするものである。12世紀初頭から見られるこの類型には、譲渡禁止条項が併用されることも多い。例えば、次の例（1119年）においては、3人の子に財産を与え、子なくして死亡した場合のために他の子を補充指定する。しかも、処分禁止条項も付されている。

「そして、私は、私の遺産の残部の全てを、前に述べた私の子たちに対し、兄弟間で互いのためになるように、以下の条件の下で遺し、分配する。もし、その兄弟のある者が、正当な相続人なくして死亡するならば、または、相続人は存在するが、その相続人が死亡するならば、遺産が2人の兄弟に戻るように。そして、もし、その2人の兄弟が死亡するならば、遺産は同様に兄弟の1人に戻るように。そして、その前に述べた兄弟のいかなる者も、いかなる男性女性に対してであれ、その前に述べた遺産を売却し、贈与し、抵当に入れ、譲渡することは認められない。但し、他の兄弟に対する場合、若しくは、同意によって、または、他の兄弟と共にする場合はこの限りではない。」

Et totum meum alium honorem... dimitto et divido... filiis meis prescriptis, ut faciant se fratres: in tali convenientia quod si aliquis de istis fratribus moriebatur sine legali herede aut si habebat heredem et ille heres moriebatur, revertisset honor duobus fratribus; et si duo fratres moriebantur, revertisset honor uni fratri similiter. Et istum honorem suprascriptum nullus de istis fratribus superius scriptis non licet eum vendere nec donare nec impignorare nec alienare nullo homini nec femine nisi altero fratri vel cum consilio vel alio fratre ejus.
(80)

この引用文の後半部に処分禁止条項が記載されているが、かかる条項が設けられたのは、あくまでも家産を維持するためであって、「よそ者の手に、近親者の遺産が渡ることを防ぐため (ne haereditas propinquorum devolvatur ad extraneos)⁽⁸¹⁾」であった。したがって、「他の兄弟に対する場合」の処分は禁じられない。但し、「同意によって、または、他の兄弟と共にする場合」も処分は可能とされている。

〔長男子優位条項〕

さらには、財産の逸失を防止するだけでなく、財産の帰属先を卑属の一定の者に絞る条項が付け加わる。長子権と男子優位の萌芽である。1181年のある遺言は、次のように定める。

「私は、モンテバセヌスの城…及びコルノナの全ての城につき、私の甥ペトルスを私の相続人とする。…他方で、もし、ペトルスが嫡出子なくして死亡したならば、モンテバセヌスの城は私の姪エルメッセンダに戻るように。また、エルメッセンダの死亡後は、その年長の嫡出男子に戻るように。そして、その者が嫡出子なくして死亡したならば、常にその順序に従って、その者の他の兄弟に、すなわち、年長の者に戻るように。または、もし、〔前述した〕エルメッセンダが男子を有しないならば、その娘に戻るように。このとき、常に同じ方法によって、同じ順序によって、年長者に〔戻るように〕。」

Petrum de Rocaficha, nepotem meum, michi heredem facio in castro de Montebaseno... et in toto castro de Cornone... Si vero Petrus de Rochaficha dececerit sine liberis legitimis, revertatur castrum de Montebaseno... ad Ermessendam, neptem meam; et post mortem suam revertatur ad filium suum legitimum natu majorem. Et si ille dececerit

(80) Liber memorialium, n° 103, cité par Petitjean [1975], p. 118, note 1.

(81) Test. de Carbonel, cité par Petitjean [1975], p. 119, note 1.

sine legitimis liberis, semper ad ordinem ad alios fratres suos scilicet ad majorem revertatur; vel si Ermessenda non haberet filios, revertatur ad filias ejus semper tamen ad majorem natu eodem modo et ordine.⁽⁸²⁾

つまり、孫娘エルメッセダの死亡時はその孫娘の長男子へ、次に、孫娘の長男子が子なくして死亡した場合は孫娘の年長の男子へ承継されることが求められる。そして、孫娘の男子が尽きた場合に限り、孫娘の女子に承継の機会が巡ってくる。12世紀になると、少なくとも貴族層については、相続における長男子優位が全フランスで実現していたと指摘されている⁽⁸³⁾。本稿の検討対象であるラングドックでは、上に掲げたような条項でもって長男子優位が実現されていたと考えられる。

〔信託的補充指定の更新〕

家産維持のための信託的補充指定は、一族の中で脈々と用いられることもある。モンペリエの領主ギレム家⁽⁸⁴⁾を素材として、1人の主人の配慮が、後の世代に受け継がれる様子⁽⁸⁵⁾を検討しよう。

最初の登場人物はギレム5世である。ギレム5世は、1114年に、子が相続人なしに死亡した場合に備えて、簡略補充指定を設定した。しかし、1121年に、自身の死を前にして封土の帰属を一層詳細に定めるべく、改めて遺言をなした。その内容は、まず、重要財産を長男（後のギレム6

(82) Cart. Maguelonne, I, n° 176: test. d'Othon de Cournon (1181), cité par Petitjean [1975], p. 119, note 2.

(83) ブロック [1995], p. 256.

(84) ギレム家のカルテュレール (cartulaire: 権利書転写台帳) を素材にして、ギレム家支配領における権力構造を分析した文献として、桂秀行「中世フランスに於ける誠実誓約 (1) (2) —Liber instrumentorum memorialis (モンプリエ領主・ギレム家カルテュレール) を素材として—」愛知大学経済論集178号91頁以下 (2008年), 同179号3頁以下 (2009年) を参照。

(85) Petitjean [1975], pp. 120-122.

世)に与え、残りの財産は次男に与えるというものである。次に、補充指定条項が続く。第1に、重要財産を譲り受けた長男が、子なくして死亡する場合に備えて、次男を補充指定した。第2に、3人の男子相互のために相互的補充指定⁽⁸⁶⁾をなした。最後に、3人の娘を出生の順で補充指定⁽⁸⁷⁾した。

その25年後の1146年に、ギレム5世の長男であるギレム6世が遺言を記す。まず、長男にモンペリエを与え、他の土地を他の3人の男子に分配する。次に、補充指定条項が続く。第1に、後者の3人の子は相互に補充相続人となり、3人の男子が尽きた場合は、3人の娘が出生の順で補充指定された。

ギレム7世の遺言(1172年)には、財産の細分化に対する配慮がより明確に表れている。まず、3人の子、自身の兄弟、娘、姉妹を出生の順で相続人として補充指定した上で、モンペリエの地は同時に一人の者にしか帰属しないよう定めた。これは相続財産の細分化防止を目的としている。しかも、補充指定の結果、モンペリエが女性(娘または姉妹)に帰属したならば、その女性の生死を問わず、その者から出生した男子が⁽⁸⁸⁾二十歳になった段階で、その男子をモンペリエ公とするよう定めた。ま

(86) Petitjean [1975], pp. 120-122 には、相互補充指定条項が発動するための条件については特に明示されていない。

(87) ギレム家は、低地ラングドック(モンペリエを中心とし、トゥールーズは含まない)の中で、長子相続制への移行が最も早期に実現した家系であったと指摘されている(桂秀行「モンプリエ領主ギレム家のサンス台帳および宿泊税台帳(2)―南フランス領主制研究のために―」愛知大学経済論集186号239頁(2011年))。

(88) 文言は次の通りである(Liber memorialium, n° 96; H. L., t. VIII, Preuves, col. 287-92, cité par Petitjean[1975], p. 121, note 3)。

「私は、モンペリエとその他全ての私の遺産が、相続人であれば男子であれ女子であれ、その者に渡るように、そして、常に単独の主の権力及び支配の下にあるように、望み命じる。…もし、女子に渡り、そ

さに長男子優位の遺言である。

1202年に作成されたギレム 8⁽⁸⁹⁾世の遺言にも同様の発想が見られる。相続人が子なくして死亡した場合に備えた補充指定が見られるが、やはりそこでも長男子が優先され、男子が尽きた場合に限り、女子が出生の順に補充指定される。

このように12世紀以降になると、遺言慣行が一般的になるだけでなく、補充指定慣行も根付いた。しかも、上記の遺言のような精密な順序付けを伴った信託的補充指定が増加し、そのような精密な補充指定を好んで用いたのは貴族であった。その程度は、補充指定のない遺言の方が、むしろ珍しいほどであったと指摘⁽⁹⁰⁾されている。とはいえ、信託的補充指定を用いたのは貴族に限られない。多様な階層の者が用いたのであり、そ

の女子が正当な婚姻から生じた嫡男を有した上で、その子が成熟して二十歳に至ったならば、モンペリエとその他全ての私の遺産は、その子の母が生存しているにせよ死亡しているにせよその母から、全体においてその子に戻るように。」

Volo itaque et mando quod Monspessulanus et totus alius honor meus ad quemcumque heredem masculinum seu feminam pervenerit, sit semper sub potestate et dominatione unius domini tantum... Si... pervenerit ad feminam et illa femina filium habuerit legitimum ex legitimo matrimonio natum, cum ille filius suus major ad etatem XX. annorum pervenerit, Monspessulanus et totus alius honor meus ad illum in integro revertatur sive viva ejus matre existente sive mortua.

(89) ギレム 8 世は、モンペリエ大学にとって重要な人物であり、モンペリエにおける医学教授の自由を認めるなど、特に医学の分野において多大な貢献をなした (*Cartulaire de l'université de Montpellier publié sous les auspices du Conseil général des facultés de Montpellier*, tome I, 1181-1400, 1890, p. 179 を参照)。「ポーロニャやモンペリエのような南国の学校での解剖学と外科学におけるいくらかの進歩を除けば、中世の大学は医学知識にはなんの貢献もしなかった」(ハスキンス [2009], p. 72) と評価されることを考慮すると、ギレム 8 世の貢献は無視できないであろう。

(90) Petitjean [1975], p. 120.

の例としては、小聖堂付司祭、司教座聖堂参事会会員から始まり、手工業者、皮革業者、靴修理屋、鍛冶屋、牛飼いなども挙げられている。⁽⁹¹⁾

第3節 信託的補充指定の位置づけ

前節では信託的補充指定の成立期における遺言の内容を検討した。ところで、第1章で検討した新勅法集成159号の事案を想起するならば、前節で検討した信託的補充指定は「信託遺贈」に関する事例と理解すれば足りるようにも思われる。しかし、12世紀頃、補充指定と信託遺贈は、「信託遺贈的補充指定」或いは「信託的補充指定」という補充指定の一類型として合流を果たす。本節の目的は、その流れを当時の学説の中に見出すことである。

〔「信託的補充指定」という語⁽⁹²⁾〕

前節までに示した証書に「信託的補充指定」なる文言は存在しなかったが、「信託的補充指定」なる用語は12世紀の証書の中に検出される。本稿ではその厳密な起源を追わないけれども、少なくとも、1153年にモンペリエの領主が遺した遺言に、“fideicommissarie substitutionis”⁽⁹³⁾という文言が見られることは確かである。

「私は、私の子たちにおいて、この信託遺贈的な補充指定の秩序が維持されるよう望む。」

Volo etiam inter liberos meos hunc fideicommissarie substitutionis ordinem servari.

(91) Petitjean [1975], p. 123.

(92) 全般的な説明として、Petitjean [1975], p. 111 に依拠している。

(93) Test. de Guilhem d'Omelas, cité par Petitjean [1975], p. 111, note 1. なお、Lévy=Castaldo [2010], n° 929, p. 1304も、この説明に従う。

つまり、「substitution fidéicommissaire」につき、これまで暗黙の前提として「信託的補充指定」という用語を用いていたが、文法的には「信託遺贈的な補充指定」と理解することができる。この用語は、ローマ法（第1章）においては検出することができない。なぜなら、「補充指定（substitutio）」は普通補充指定や未成熟者のための補充指定（後に「直接（的）補充指定」とまとめ称される）に限られ、「信託遺贈（fideicommissum）」は補充指定に含まれないからである。⁽⁹⁴⁾したがって、「信託的補充指定（substitution fidéicommissaire）」はこの時期に生み出された用語であり、実際にこの用語を案出したのは学説の営みであると考えられている。つまり、学説によって、信託遺贈（その内、特に相続人死亡時において別の相続人を指定する類型）が補充指定の一種として位置づけられるのである。

〔本節の構成〕

そこで、ここでは、初期の中世ローマ法学の作品から、信託的補充指定に関する記述を採り上げることにより、信託的補充指定が補充指定の一類型に位置づけられる過程を検討する。但し、本稿では以下に掲げる書物を直接検討するのではなく、Petitjean [1975] の説明に従ってその内容を追う。まず a では、註釈学派直前期の作品を検討し、信託的補充指定の位置づけに関する議論の萌芽を示す。次に b では、註釈学派初期の作品を採り上げて、信託的補充指定が補充指定の一類型として位置づけられていることを示す。

(94) Petitjean [1975], p. 111, note 2. なお、ドマは信託的補充指定を直接的補充指定と呼んでいるが (Domat [1697], p. 705), ほとんどの文献は本文の用語法を採用している。

(95) 中世ローマ法学の全体像については、佐々木有司 [1976], pp. 75 et s. を参照。また、フランス法制史の観点からは、マルタン [1986], n° 87, pp. 183 et s. を参照。さらに、12世紀ルネサンスの全体像を鳥瞰する書物として、ハスキングズ [1989] が重要である。

1. 註釈学派直前期の作品群

ここでは、作品の登場した時間順ではなく、Petitjean [1975] に登場する順で採り上げる。

① 『ペトルスのローマ法抄録 (*Exceptiones legum romanorum Petri*)』⁽⁹⁶⁾

おそらくイタリアでまとめられたと思われるこの書物は、後に登場する③『ローマ法略論』と共に「甚だ凡庸な要約」とも評されているが、⁽⁹⁷⁾補充指定に関する説明も少ない。⁽⁹⁸⁾例えば、信託遺贈を定義しつつ、それが仲介者に対する処分者の信頼に基づくものであることが指摘される。また、相続人を指定しつつ、その相続人の死亡時に子がいない場合に備えて、相続財産を別の生存者に与える条項が紹介され、ファルキディアの四半分を控除する可能性について指摘する。しかし、その用法の分析はなく、「信託的補充指定」という表現も見られない。当然、普通補充指定を典型例とする直接的補充指定と信託的補充指定を典型例とする間接的補充指定との対比も見られない。

② 『法律用語に関する小冊子 (*Libellus de verbis legalibus*)』⁽⁹⁹⁾

文献学者 (grammaticus) のオベール・ドゥ・ベジエ (Aubert de Béziers) によって1156年頃に編纂されたと思われるこの書物は、法学教育用の用語集である。⁽¹⁰⁰⁾この書物における補充指定の説明もわずかである。まず、信託遺贈について若干の記述があり、法律上の禁止事項を回避するため

(96) Petitjean [1975], pp. 185-186 に依拠している。

(97) これには異論が提起されている。「ボローニャでの学問の影響を受けながらも、その法文の細部へのカズイスティックなこだわりを捨て去った法律家が生み出した」プロヴァンスにおける文献という指摘である (スタイン [2003], p. 72)。

(98) マルタン [1986], n° 87, p. 184.

(99) Petitjean [1975], p. 187 に依拠している。

(100) Witt [2012], p. 340.

という、信託遺贈が成立した当初の目的が語られる。また、信託遺贈において用いられる文言（“Rogo vel fidei tuae committo, ut... restituas”）が指摘される。しかし、信託的補充指定の目的や、条項の内容は示されおらず、直接的補充指定に関する記述も見られない。

③ 『ローマ法略論 (Brachylogus iuris civilis)⁽¹⁰¹⁾』

この書物は、直接的補充指定と信託遺贈の補充指定の区別を示した初期の業績の1つである。すなわち、相続人指定を複数階位にわたってなす例として、被指定者がいないときのために、第2の被指定者を用意する類型と、相続人に対して第三者に返戻するよう求める類型とを区別している。つまり、明示的に「信託的補充指定」という表現が登場するわけではないが、2種類の補充指定が区別して紹介されている。

④ 『正しき王による抄録 (Epitome exactis regibus)⁽¹⁰³⁾』

そして、より高度な形で補充指定の分析を行う文献が、ここで扱う『正しき王による抄録 (Epitome exactis regibus)』である。この書物は、12世紀後半に編まれたものと考えられており、前掲した②『法律用語に関する小冊子』と比較して、より包括的で系統だった記述がなされていると指摘されている。⁽¹⁰⁴⁾ 実際、信託遺贈と直接的補充指定とを対比し、信託遺贈の相続人と補充相続人とを対比した最初期の書物であり、さらには、「信託的補充指定」という表現も、次の一節に見いだすことができる。

(101) Petitjean [1975], p. 188 に依拠している。

(102) 編纂された年代や場所は明らかではないが、11世紀後半のイタリアであるとの考えが示されている (Petitjean [1975], p. 188, note 1)。

(103) Petitjean [1975], pp. 189-191 に依拠している。

(104) Witt [2012], p. 340.

「例えば、既に述べた通り、信託遺贈によってなされる場合、補充指定は直接的ではなく、信託遺贈的と言われる。それは、『子なくして汝の物を遺す者は誰であれ、その者の持分が生存者へ渡るよう求める。』といった表現でなされた場合である。」

Substitutio non directa est, veluti que fit ut supra dictum est, per fideicommissum: que dicitur fideicommissaria: quod et hoc modo fit “quicumque vestrum sine liberis decesserit, rogo ut eius portio ad superstitem ⁽¹⁰⁵⁾ veniat”.

信託的補充指定の目的の1つとして、相続人の死亡時に子がいない場合に対処することが挙げられたが、まさにその点が想起される一節である。「信託的補充指定」という表現が登場するだけでなく、その実際的な使用目的が示されている。

このように、いわゆる註釈学派が登場する以前から、それほど体系的ではないにしても何らかの形で補充指定に関する議論がされていた。しかも、直接的補充指定と信託的補充指定との区別や信託的補充指定の具体的用法についても、それなりの理解が示されていたようである。しかし、一層包括的な議論が展開されるようになるのは、次の註釈学派の時代である。

2. 註釈学派初期の作品群

主に12世紀から活躍する註釈学派の作品群を検討すること自体、重要な課題ではあるが、本稿では初期の作品を2つ採り上げるに止める。信託的補充指定の生成期を確認することができれば十分だからである。

(105) *Epitome exactis regibus*, livre II, n° 38, cité par Petitjean [1975], p. 190, note 1.

(106) 註釈学派に関する全般的な説明として、佐々木有司 [1976], pp. 80 et s. を参照。

註釈学派の活躍は、現在ではその著作物を通じて知ることができる。その代表的な形式が、「積義 (apparatus)」と「集成 (summae)」である。⁽¹⁰⁷⁾「積義」とは、ローマ法大全及びその他の法源の全ての部分について、法条順序に従って作成された積義文献であり、「講義録 (lecturae reportatae)」や「復習講義 (repetitiones)」も形式上これに分類される。⁽¹⁰⁸⁾これに対し、「集成」とは、法源または文献のある章の対象に関する総括的叙述である。⁽¹⁰⁹⁾集成においては、それぞれの語の定義に止まることなく、その章題に関わることの詳細な記述がなされ、全体にわたる概観が示された。以下で論じる2つの文献は、いずれも「集成」であり、Petitjean [1975] は、補充指定に関する初期註釈学派の文献として検討している。同書の配列に従い、その内容を検討する。

①『トロワイエの勅法彙纂集成 (Summa trecensis)⁽¹¹⁰⁾』

本書は、次の『ロ・コディ』と並ぶ、プロヴァンスの勅法彙纂集成である。補充指定については、普通補充指定、未成熟者のための補充指定、準未成熟者補充指定、信託的補充指定を区別した上で、その効果を確定するにあたり、処分者本人の意思を明らかにするべきことを指摘する。この点を前提に具体的な問題の考察に進む。

第1に、簡略補充指定に関する分析を進める中で、各類型の差異が明らかにされる。まず、普通補充指定と未成熟者のための補充指定との違いが検討され、普通補充指定は処分者本人の死亡時における相続人不在の場合一般に対応するのにに対し、未成熟者のための補充指定は、最初の相続人が未成熟者である場合に用いられるのであり、その状態を脱した

(107) 佐々木有司 [1976], p. 94. なお, Petitjean [1975], p. 191 も, この2つを主たる検討素材としている。これ以外の類型については, 佐々木有司 [1976], pp. 96-97 を参照。

(108) 佐々木有司 [1976], p. 92.

(109) 佐々木有司 [1976], p. 94.

(110) Petitjean [1975], pp. 192-194 に依拠している。

場合は効力を失うことが指摘される。次に、未成熟者のための補充指定と信託的補充指定との差が指摘される。いずれも、当初の相続人が死亡した場合のための条項なのだが、「もし相続人が存在し、死亡したならば (si haeres erit et decesserit)」という簡略補充指定の形式を用いることで、両者を一括して指示する場合に、その差が問題となる。最初の相続人が未成熟の状態で死亡した場合—男なら14歳、女なら12歳より前に死亡した場合—、未成熟者のための補充指定の効果が発生し、それ以後に死亡した場合は信託的補充指定の効果が発生する。

第2に、かかる区別が、被補充指定者の具体的な取り分に違いをもたらすと指摘される。すなわち、未成熟者のための補充指定であれば、最初の相続人の資産が全て被補充指定者に承継されるが、信託的補充指定であれば、最初の相続人（及び、その相続人）に「四半分 (quarta)」が留保されると指摘されている⁽¹¹¹⁾。

本書に見られる以上の論述は、秩序だっではおらず、直接的補充指定と間接的補充指定との区別も見られないと評されている。しかし、前掲した『正しき王による抄録』が単なる分類に止まり、その内容に関する分析には立ち入らなかったことと比較して、大きな進歩を遂げていると⁽¹¹²⁾考えられる。

② 『ロ・コディ (lo Codi)』⁽¹¹³⁾

12世紀後半にアルルで編纂されたと考えられる本書は、前述した①『トロワイエの勅法彙纂集成』と並ぶプロヴァンスの勅法彙纂集成であ

(111) 『トロワイエの勅法彙纂集成』にも Petitjean [1975] にも特に明記されていないが、この「四半分」はトレベッリアーヌムの四半分を指すと考えられる。なぜなら、ローマの信託遺贈において最初の相続人に留保される四半分こそがトレベッリアーヌムの四半分であったからである（第1章第2節 A.2 を参照）。

(112) Petitjean [1975], p. 193.

(113) Petitjean [1975], pp. 194-196 に依拠している。

り、しかも、プロヴァンス語という卑属語で著されているところに大きな特色がある。⁽¹¹⁴⁾ もちろん、内容にも特色があるので、順に分析する。

まず、補充指定の分類であるが、直接的補充指定と信託遺贈とを区別した上で、直接的補充指定については、普通補充指定と未成熟者のための補充指定の両者⁽¹¹⁵⁾を定義し、その差異を明確化する。しかし、注目すべきはその次であり、信託遺贈について独自の構成が示され、要件や効果の一部が初めて示される。

要件については、信託遺贈の義務者として、遺言によって相続人指定された親族や無遺言相続人が挙げられ、信託遺贈において用いられる文言が指示される。「余は望む (Ego volo)」、「余は命ずる (mando)」、「余の相続人である汝ペトルスが、余が汝に引き渡すものをマルティヌスに返戻するように依頼する (rogo te, Petre qui est heres meus ut tu reddas quod tibi dimitto Martino)」などである。これに対して、効果については、被補充指定者に対して信託遺贈を引き渡すにあたり、当初の相続人のために四半分を控除することができる旨、指摘される。これだけであれば、『トロワイエの勅法彙纂集成』と大きな差はない。ところが、本書においては、義務者たる相続人の権利について、さらなる説明がなされており、義務者たる相続人は、自身の婚姻のため、自身（夫）から妻⁽¹¹⁶⁾に対してなされる婚姻贈与 (sponsalium) や自身（妻）から夫に対し

(114) プロヴァンス地方では、12世紀中頃から、法律家ではない一般の間でもローマ法大全の知識が重要であると意識されており（ブロック [1995], p. 152）、このような卑属語で書かれた書物はその意識に応えたものであると考えられる。

(115) しかし、準未成熟者補充指定には触れられていないようである。準未成熟者補充指定は、『正しき王による抄録』にも『トロワイエの勅法彙纂集成』にも採り上げられているが、それほど実務では使われていなかったようであり、実務的問題に関心のある『ロ・コディ』では採り上げられなかったと考えられている（Petitjean [1975], p. 194, note 3）。

(116) 婚姻贈与 (sponsalium) とは、夫から妻に対して与えられる婚資（夫よりの嫁資：dos ex marito）であり、ゲルマン的伝統に従ったものであ

てなされる嫁資⁽¹¹⁷⁾のために、補充指定の目的財産から必要な分を先取りすることが認められると指摘されている。

第2章のまとめ

本章では、まず、遺言が成立する以前も、贈与に用益権の留保条項を付け加えることによって遺言に類似する目的を達成し、更に条項を複雑化することによって各種の補充指定と同様の目的を達成していたことを示した(序)。

その目的は宗教目的から次第に世俗目的に移行していくのであるが、後に確立する遺言(第1節)や信託的補充指定(第2節)によって、その目的が実現されることになる。第2節では、信託的補充指定が家産維持目的で利用され、長男子優位条項が付されたり、数世代更新されたりするなど、後の信託的補充指定の展開を予感させるような事象が見られることを指摘した。

最後に第3節では、信託的補充指定が補充指定の一類型としての地位を獲得する流れを検討した。註釈学派初期の2つの作品には、未成熟者のための補充指定と信託的補充指定は、死亡を契機とする財産承継が生

る。12世紀以降には婚姻のためにする贈与(*donatio propter nuptias*)との用語が用いられ、さらに13世紀には、婚資の増分(*augment de dot*)との表現が登場し、後者が次第に優勢になったようである(Lévy=Castaldo [2010], n° 1113, p. 1522)。邦語文献であれば、グロン(塙浩訳)「12世紀の古セプティマニア地方におけるローマ法滲透の諸段階」塙浩『塙浩著作集5 フランス中世領主領序論』(信山社, 1992年) pp. 370-372が参考になる。

(117) この部分の記述は、ゲルマン的伝統に従った「夫よりの嫁資」が存続する一方で、長らく忘れられてきたローマ的な「妻よりの嫁資(*dos ex uxore*)」が再登場することにより、両者の並存が生じていることが前提となっている。この点について、オブナス(塙浩訳)「中世におけるフランス南部へのローマ法の滲透の問題についての幾つかの反省」塙浩『塙浩著作集5 フランス中世領主領序論』(信山社, 1992年) pp. 395-398を参照。

じるといふ点で類似していることが指摘されていた。かかる類似性が、信託遺贈が補充指定の一類型として取り込まれるきっかけとなったのではないかと思われるが、論理的な展開を確認することは困難であった。とはいえ、12世紀には信託遺贈—特に相続人死亡時に被指定者への返戻を命じるもの—が補充指定の一類型として位置づけられていることが確認された。

〔信託的補充指定をなす表現⁽¹¹⁸⁾〕

その経緯は、信託的補充指定をなす際に用いられる用語によって確認することも可能である。これまでに採り上げた例からも明らかな通り「信託的補充指定をなす」という直接的な表現が使われることは稀であり、通常は、「余は返戻するよう求める (rogo ut restituat; rogo quod restituat)」という表現が用いられた。他方で、これまでに掲げた例からも明らかな通り、返戻を意味する単語の接続法 (modus conjunctivus)⁽¹¹⁹⁾ を用いることにより、信託的補充指定をなそうとする遺言者の要求が示されていた。⁽¹²⁰⁾ 第1章第2節でローマ法の信託遺贈を検討する際に、信託遺贈とは「信頼 (fides) に委ねる (committere)」ものであることを指摘したが、信託的補充指定は、継伝義務者の信頼に返戻を委ねるという意味で信託遺贈の延長線に存在する。

しかし、本章第3節で確認した通り。信託的補充指定はあくまでも補充指定の一種として位置づけられる。その結果として、実務上、信託的

(118) 一般的な説明として、Petitjean [1975], p. 111 に依拠している。

(119) 「返戻する (restituere)」という用語以外にも、「戻る (revertere)」、「残す (remanere)」、「返戻する (tornare, retornare)」などの表現が見られる (Petitjean [1975], p. 110 も併せて参照)。

(120) 自身の死亡時における財産の帰趨を指示しているため、接続法を用いることは当然とも思われる。しかし、信託的補充指定に包摂可能な処分については、その接続法の意味合いも、信託的補充指定を指示する典型例の「依頼する (rogare)」という文言と同じ範疇に属すると思われる。

補充指定を指す用語としての「補充指定 (substitutio)」は12世紀前半から使われるようになり、その用語は13世紀初頭には一般的に用いられている。⁽¹²¹⁾さらに時代が下ると、信託的補充指定は、継伝義務者という介在者を通しての財産移転であるという意味で、「間接(的)補充指定」とも呼ばれるようになる。このようにして、信託的補充指定は補充指定の一類型としての展開を開始するのである。その展開の様子は第2編で検討する。

第1編のまとめ

本編では、第1章でローマ法における補充指定と信託遺贈を分析した後、第2章で中世のフランスにおいて信託的補充指定が生成する過程を検討した。各章の内容は各章のまとめに譲り、ここでは本稿の課題に沿って、第1編の内容をまとめる。

第1に、信託的補充指定の利用法である。第2章では、一方で、相続財産の全部又は一部を教会に寄進するなど、宗教的な目的を有する信託的補充指定が存在した。他方で、信託的補充指定を利用することによって、遺言者死亡後の相続人を数世代にわたり確定し、かかる意味において相続秩序の形成手段として用いる様子も観察した(第2章第2節B.2)。この用法は、ローマ法における信託遺贈の延長線上にあると評価しうる(第1章第2節B)。但し、相続秩序の形成手段としての利用法は、信託的補充指定が活躍する14世紀以降に照準を合わせて検討する(第2編第1章)。

むしろ、ここでは、信託的補充指定と同じ目的を、用益権を用いることによって達成していたことに注目したい(第2章序)。しかも、用益権者を連続させることもあった。信託的補充指定の存在しない世界においては、用益権がその代替手段として有用なのであって、かかる用法は

(121) Petitjean [1975], p. 110.

後に更なる発展を見せるであろう。

第2に、階位数制限であるが、第1章第2節で検討した新勅法集成159号が重要である。これは譲渡禁止条項が問題となった一つの事案に対する判断であったが、世代数について「4世代」という基準を示した。この「4世代」という基準は、信託的補充指定の階位数制限の根拠として、後に援用されることになる。長期間の信託的補充指定を巡る問題点も含めて、第2編で改めて検討する。

本号掲載分の主な引用文献

- * 碧海純一他 [1976]：碧海純一＝伊藤正己＝村上淳一編『法学史』（東京大学出版会，1976年）
- * Augustin [1980]：J.-M. Augustin, *famille et société, Les substitutions fidéicommissaires à Toulouse et en Haut-Languedoc au XVIIIe siècle*, Préface de J. Hilaire, PUF, 1980.
- * ブロック [1995]：マルク・ブロック（堀米庸三監訳）『封建社会』（岩波書店，1995年）
- * ブロック [2004]：マルク・ブロック（松村剛訳）『新版 歴史のための弁明—歴史家の仕事』（岩波書店，2004年）
- * Carlin [1967]：M.-L. Carlin, *La pénétration du droit romain dans les actes de la pratique provençale (XI^e -XIII^e Siècle)*, Préface de R. J. Aubenas, LGDG, 1967.
- * Domat [1697]：J. Domat, *Les lois civiles dans leur ordre naturel*. 2^e éd., tome 3, Paris, 1697.
- * ハスキンス [1989]：C. H. ハスキンス（別宮貞徳・朝倉文市訳）『十二世紀ルネサンス』（みすず書房，1989年）
- * ハスキンス [2009]：C. H. ハスキンス（青木靖三・三浦常司訳）『大学の起源』（八坂書房，2009年）
- * 石綿はる美 [2004-1～7]：「遺言における受遺者の処分権の制限—相続の秩序と物権の理念（1）～（7・完）」法学協会雑誌131巻2号277頁以下，同3号553頁以下，同4号833頁以下，同5号937頁以下，同7号1362頁以下，同8号1475頁以下，同9号1685頁以下（2014年）
- * Lévy＝Castaldo [2010]：J.-Ph. Lévy, A. Castaldo, *Histoire du droit civil*, Dalloz, 2^e éd., 2010.
- * マルタン [1986]：Fr. オリヴィエーマルタン（埴浩訳）『フランス法制史概説』（創文社，1986年）

- * 野田良之 [1970]: 野田良之『フランス法概説上巻〔再版〕』(有斐閣, 1970年)
- * Petitjean [1975]: M. Petitjean, *Essai sur l'histoire des substitutions, du IXe au XVe siècle dans la pratique et la doctrine spécialement en France méridionale*, Centre de Recherches Historiques, 1975.
- * 佐々木有司 [1976]: 佐々木有司「中世ローマ法学」碧海純一他 [1976], pp. 75 et s.
- * 関哲行 [2009]: 関哲行『旅する人びと—ヨーロッパの中世4』(岩波書店, 2009年)
- * スタイン [2003]: ピーター・スタイン (屋敷二郎監訳)『ローマ法とヨーロッパ』(ミネルヴァ書房, 2003年)
- * 玉置さよ子 [1996]: 玉置さよ子『西ゴート王国の君主と法』(創研出版, 1996年)
- * Thévenot d'Essaule [1778]: Thévenot d'Essaule de Savigny, *Traité des substitutions fidéicommissaires contenant toutes les connaissances essentielles selon le droit romain et le droit françois, avec des notes sur l'ordonnance de 1747, 1778*.
- * Witt [2012]: R.-G. Witt, *The two Latin cultures and the foundation of Renaissance humanism in medieval Italy*, Cambridge University Press, 2012.
- * 吉村朋代 [2012]: 吉村朋代「ローマ法における信託遺贈の文言解釈—plus nuncupatum, minus scriptum」*広島法学*35巻3号1頁 (2012年)

※付記

本稿(1)の脱稿後、石綿はる美 [2004] に接した。右論文は、フランスの信託的補充指定及び用益権について詳細に検討するものであり、本稿とも密接な関連性を有しているが、本稿(1)にはその内容を反映することができなかった。

- * 本稿の一部は、科学研究費補助金(研究活動スタート支援—課題番号22830017)の助成によるものである。

(未完)